

本問は、①行政処分の手続の瑕疵とその効果、および、②裁量処分の司法審査に関するものである。①については、サービス基準の性質を指摘した上で、サービス基準が公にされていないことが行政手続法に照らして瑕疵があるといえるのか、また、その瑕疵は本件処分の取消事由になるのかといった点を論じることが必要である。②については、事業許可に関する裁量の有無、および、サービス基準の性質に言及した上で、まず、それまでの運用に反してサービス基準に定めのない理由で本件処分が行われた場合、いかなる論理構成によれば本件処分の違法を導くことができるのかという点を論じることが求められる。また、海上運送法の改正によって需給調整規定が削除されたという経緯からすると、そもそも、供給過剰を考慮に入れて本件処分を行うことが許されるのかという点も問題になる。